

株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、令和2年7月開催予定の第119回定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、令和2年5月31日（日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

令和2年5月15日

千葉県柏市十余二 348 番地
昭和ホールディングス株式会社
代表取締役社長兼最高経営責任者 此下 竜矢

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行 証券代行部